

清水町議会 全員協議会説明資料

井戸水の水質検査について

令和2年11月2日

清水町

井戸水の水質検査について

1 これまでの対応

平成 11 年に水質環境基準健康項目に「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」が追加され、その後、畑に散布される家畜ふん尿等による土壌汚染が問題となり、地下水を利用している農村地区の地下水の水質検査を、清水町農業環境整備推進協議会において平成 18 年度 67 件、19 年度に 158 件の水質検査を実施した。平成 20 年以降は約 50 地点を継続して平成 30 年まで水質検査を実施した。また、同協議会では、家畜ふん尿の適正管理について、年 2 回巡回指導を実施してきた。

平成 26 年度に亜硝酸態窒素に係る水質基準が追加されたため、検査項目を追加し水質検査を行ってきたが、今回水質調査を行った地域を含め全域で亜硝酸態窒素が水質基準を超過する地点はなかった。

水質検査の結果について各戸個別に情報提供するとともに、硝酸態窒素が水質基準を上回る世帯について、浄水器の設置を勧める対応を行ってきた。

家畜ふん尿の適正管理については、清水町地域農業再生協議会においても取り組んでいることから、清水町農業環境整備推進協議会は平成 30 年に解散し、事業を引き継いだ。

今年度、町内で新たに掘削した井戸から水質基準を超える亜硝酸態窒素が検出されたとの報告を受け、令和 2 年 10 月、町として、水道未給水地区の字清水（石山、上清水等）、字羽帯（上羽帯等）、字御影（柏木、中央等）、字旭山（上旭、郷愛等）地域の水質の汚染状況を調査するため、49 件の井戸水（源水）の水質検査を行った。

北海道においては、平成 11 年度から硝酸性・亜硝酸性窒素に係る地下水の常時監視を実施し、これらによる地下水汚染は、網走・胆振・空知・十勝・渡島地域など、畑作地帯を中心として広い地域で確認されており、特に網走地域が高い傾向があることが示されている。

北海道では、網走地域で行った分析結果から、主な汚染原因は窒素肥料の施肥に由来すると想定している。（調査結果の概要 P3 出典：北海道環境生活部）

2 目的

令和 2 年 10 月に行った井戸水（源水）の水質検査において、特定の地域における汚染の傾向は見られないが、亜硝酸態窒素が 1 件、亜硝酸態窒素び硝酸態窒素との合計値において 3 件が水質基準を超えることが確認されたため、町民の健康の確保及び汚染の状況の調査を目的に、緊急的に町内で地下水を飲用に利用している世帯及び事業所の状況を把握する水質検査を実施する。

3 対象

町内で地下水のみを飲用水に利用している世帯及び事業所

- ・浄水器を設置している世帯及び事業所は浄水前の水も対象とする。
- ・複数の地下水用の井戸があり、飲用に利用している場合はそれぞれを対象とする。
- ・給水区域で給水設備があるほかに地下水を利用している場合は対象外とする。

水質検査に係る費用は町が負担し無料とする。

4 対象件数

9月末世帯数 4,734 世帯 給水世帯数 4,209 世帯 差引未給水世帯 525 世帯
10月実施した水質検査により、水質基準を満たしている世帯 45 件は実施不要
浄水器を設置済みの世帯等の浄水前の井戸水 約 60 件を検査対象とする
未給水区域にある事業所、複数の井戸を飲用に利用している世帯を 50 件と推計し
総数を 590 件程度を想定する。

@4,400 円（税込）×590 件=2,552,000 円→2,600,000 円

上記について 10 月 26 日、下記の補正予算について専決処分を行った

科目 4 款衛生費・1 項保健衛生費・3 目環境衛生費 11-52 地下水水質検査手数料

5 水質検査項目

亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素合計値

6 水質検査実施機関

株式会社ズコーシャ（帯広市西 1 8 条北 1 丁目 1 7 番地）0155-33-4410

十勝管内で亜硝酸態窒素の水質検査が可能な機関はズコーシャのみである。

7 周知方法

町防災無線、町ホームページ、町広報お知らせ版

J A 十勝清水町の F A X 送信

8 水質検査実施方法

1 日あたり検査可能件数は 40 件までであり、検査受入可能な曜日は月～金曜日。

町民生活課生活環境係において電話または窓口による受付を行う。

受付順により順次検査を実施する。

原則的には、町民生活課、水道課、農林課及び帯広保健所の職員が訪問し採水する。

採水検体は午後 4 時までにズコーシャに持参する。

分析結果の確定までは約 2 週間程度かかる。

9 検査結果の通知

ズコーシャより検査結果の提出を受け、対象者へコピーを郵送する。

地下水を利用した飲用水について、水質の確保は設置者の責任であることを提示し、今後自主的な水質検査を促す。

水質基準を超過した世帯については、浄水器設置補助制度を紹介し、浄水器の設置及び更新の検討を促す。

10 実施スケジュール

- 10月26日(月) 周知及び受付開始、採水容器の到着
- 10月27日(火) 採水手順等の確認
- 10月28日(水) 採水開始→ズコーシャへ検査を依頼
- 12月10日(木) 受付終了(午後5時まで)

11 その他

水質検査実施に伴い、家庭用浄水器等設置費補助金の申請の増加が見込まれることから下記の予算を追加する。

科目 4款衛生費 1項保健衛生費 4目水道施設費 18-30 家庭用浄水器等購入補助金
500千円×20件=10,000千円を10月26日補正予算について専決処分を行った。

図1 調査結果の概要

- 濃 → 環境基準値以内(10mg/l以下)のもの
- 淡 → 環境基準値を超過した(10mg/lを超える)もの



図2 高濃度井戸の分布状況

- 濃 → 30mg/lを超え、50mg/l以下のもの
- 淡 → 50mg/lを超えるもの

